



3章

計画の理念と基本方針

3-1 計画の理念

中央区に関わる多様な主体（ひと）がそれぞれの立場で、美しい緑を育み、緑とのふれあいを
楽しみ、街のみどりづくりに貢献し、また、街で育まれる大切な緑が、そこに生活する人々の
「まちを誇りに、大切に思う気持ち」を育んでいくことを目指すものとし、「～ **Green pride**～
ひとが育む緑、緑から発信する粋なまち」を計画の理念とします。

～ Green pride ～

ひとが育む緑、緑から発信する粋なまち

理念の達成イメージ

緑と水辺を身近に感じ、快適な暮らしを支えるみどり空間が整備される

さまざまな形態の地域に開放されたオープンスペースが存在する

「区民・事業者・行政」が一体となり、まちのみどりを守り育み楽しむ

みどりの価値が共有され、歴史や伝統とともに継承される

3-2 計画の基本方針

計画の理念を実現するための基本方針を次のとおり定めます。

基本方針 1 行政による緑の整備

区が主体となり、地域の特性を活かした水と緑のネットワークの充実と、緑が有する多面的な機能を活かした質の高い空間整備を推進します。

基本方針 2 民間の緑への支援

本区に住み・働き・集う全ての人がやすらぎある豊かなみどり環境を享受できるよう、区民・事業者など地域による緑づくりや、開発事業に伴う民間緑地の創出について、積極的な支援や活用を促進を図ります。

基本方針 3 協働による緑の保全・育成

「区民・事業者・行政」が一体となり、協働・連携し、緑の保全・育成を図ることにより、うるおいある良好な都市環境づくりの礎となる緑を守り育み、楽しみます。

基本方針 4 緑の普及・啓発

水と緑あふれる都市環境の実現に向け、区民や事業者一人一人がみどりについて「知る」「学ぶ」「触れる」「楽しむ」「育む」ため、積極的な情報発信やイベントの開催により、緑に関する意識醸成を図ります。

3-3 緑の将来イメージ

(1) 緑化重点地区の指定

本区のこれまでの緑化施策の取組や緑の現況に基づいた検証、課題の整理を行った結果、街路の緑や水辺沿いの公園の整備、民間施設における屋上や壁面緑化の創出などにより、緑の量は増加傾向にあります。しかしながら、商業・業務系ビルが立ち並ぶ地区やマンションなど住宅開発による人口増加が顕著な地区などにおいては、さらなる緑化の推進や保全に向けた取組の充実を図る必要があります。

官民連携による緑のオープンスペースの拡充と適切な維持管理の促進も視野に入れ、区民・事業者・NPO および区の連携・協働による緑づくりを強力に進めるため、**本区全域を緑化重点地区※に指定**します。

※緑化重点地区とは、都市緑地法第4条に規定された「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことです。

(2) 水と緑のネットワーク

大規模公園や民間施設の緑のオープンスペースなどまとまった緑地を緑の拠点とし、これらを街路や水辺沿いの緑の軸で線的に結ぶことにより、風の道にも配慮した水と緑のネットワークの形成を図ります。

緑の軸は、街路樹や緑道など「街路の緑」と、河川・運河など水辺とその周辺の緑地による「水辺の緑」を2つの主たる軸と位置付け、区内はもとより区外の緑の拠点とのつながりにも配慮し、ネットワークの充実を図ります。

図 3.1 緑の将来像(水と緑のネットワーク図)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。
(承認番号)30 都市基交著第 59 号

(3) 緑の将来イメージ

本区の 3 つの地域別（京橋地域、日本橋地域、月島地域）の緑の将来イメージを次に示します。

なお、3 つの地域別の区分図および具体的な施策については、「5 章 地域別の方針と取組」に示しています。

京橋地域

商業・業務地あるいは繁華街として高度な土地利用が進む本地域では、建物の屋上や壁面、高速道路の上部など、あらゆる空間を有効に活用し、うるおいある都市の緑を創出します。

建物の屋上や壁面の緑化

公共施設や民間の建物の屋上・壁面では、生き物のすみかとなる緑や菜園など、街なかでも緑の恵みを感じられる空間づくりを進めます。



クールスポットの形成

緑陰やミストを活用し、真夏の街なかに、潤いのある空間づくりを進めます。



ボランティアや児童などによる緑づくり

花壇の維持管理などを通じて、地域と子供たちの交流や緑の学習機会の場づくりを進めます。



区民との協働による公園の維持管理

スーパー堤防

屋上緑化

公園

街角広場

シンボルツリー

壁面緑化

上部利用

幹線道路

街路樹

首都高速道路

花壇

隅田川

老朽化した公園のリニューアル

官民連携による魅力的な公園づくり

民間事業者と連携した魅力的な公園づくり（オープンスペースや緑を活かしたカフェの設置など）を促進します。

屋上公園

立体都市公園制度を活用した複合施設の屋上への公園設置などにより、都市の緑や公園の創出を図ります。

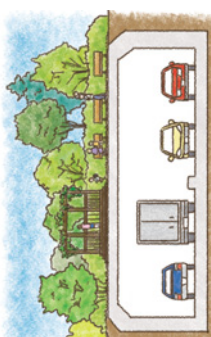
屋上公園

立体都市公園制度を活用した複合施設の屋上への公園設置などにより、都市の緑や公園の創出を図ります。



首都高上部空間を活用した緑づくり

首都高速道路を蓋掛けた上部空間について、憩いとにぎわいの場となる緑による空間整備を検討します。



官民連携による魅力的な公園づくり

民間事業者と連携した魅力的な公園づくり（オープンスペースや緑を活かしたカフェの設置など）を促進します。



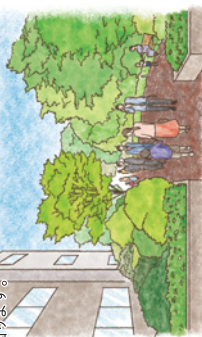
日本橋地域

江戸時代からの

商業・交通の要としての歴史を有する本地域では、歴史的な緑や公園を守り育むとともに、日本橋川沿いの再整備など街並みの変化にあわせ、緑豊かなまちづくりを進めます。

民間による緑のオープンスペースの確保

民間の開発事業などに対して、緑化の指導や助成を推進し、緑のオープンスペースの確保を図ります。



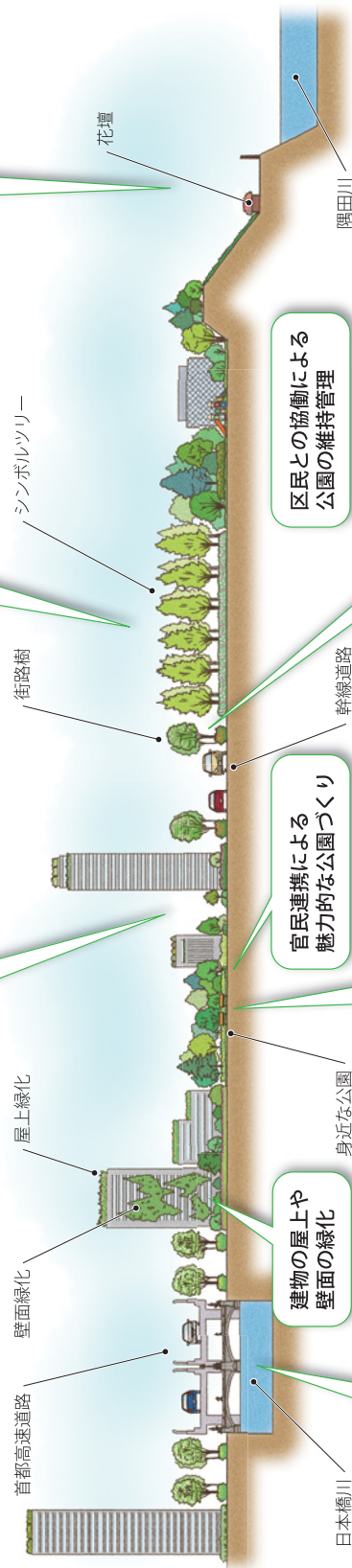
歴史のある公園やシンボルツリーの保全、育成

歴史を伝える公園や地域のシンボルとなる大木・古木などを将来にわたり維持していくため、緑の保全、育成を図ります。



隅田川沿いの緑化空間づくり

人々が憩いと潤いを感じることができるよう、緑豊かな水辺の空間づくりを進めます。



日本橋川沿いの水辺空間の形成

名橋日本橋を中心とした新たなまちづくりの魅力を高めるため、水辺に向けた緑の空間の創出を進めます。



老朽化した公園のリニューアル

老朽化した公園や児童遊園において地域のニーズなどに合わせた魅力あるリニューアール整備を実施します。



街路の緑化・街路樹の健全性の確保

地域の特徴や歴史性を反映した街路の緑化を進めるとともに、樹木の健全度診断により健全な育成を図ります。



月島地域

居住人口の多い本地域では、
水辺に囲まれた立地を生かした
親水性の高い公園整備や、
選手村跡地の緑の創出などにより、
快適でうるおいあるまちづくりを進めます。

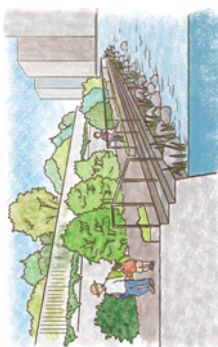
小規模なビルや民家の緑化

事業所や住居建築の屋上や壁面、ベランダなど
小規模なスペースを活用した緑化を促進します。



水辺を生かした緑の空間づくり

運河や河川沿いの水辺空間において、自然環境や水辺景観に配慮した公園整備を進めます。



官民連携による魅力的な公園づくり

花壇

隅田川

身近な公園

幹線道路

壁面緑化

屋上緑化

朝潮運河

老朽化した公園のリニューアル

親水公園

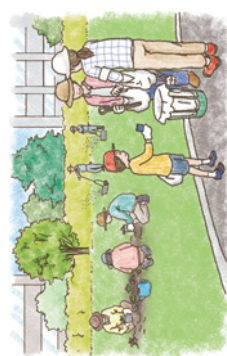
(公共施設など)
選手村レガシー

建物の屋上や壁面の緑化

親水公園

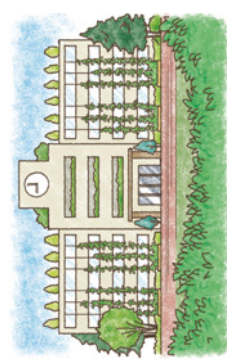
区民との協働による公園の維持管理

地域の公園をよりよく活用していくため、公園の自主管理活動を促進します。



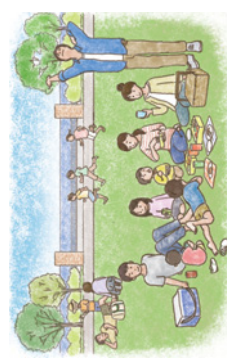
選手村跡地などの公共施設の緑化

新たに整備する公共施設では、屋上や壁面なども活用した緑の整備を進めます。



人口増加に伴う身近な公園の整備

居住人口の増加に伴い、子ども達が元気に遊べる公園の整備を進めます。



3-4 計画の目標

計画の理念と基本方針の達成度を明らかにするため、緑の量的確保や区民・事業者との連携・協働などの視点から、計画の目標を設定します。

(1) 緑被率

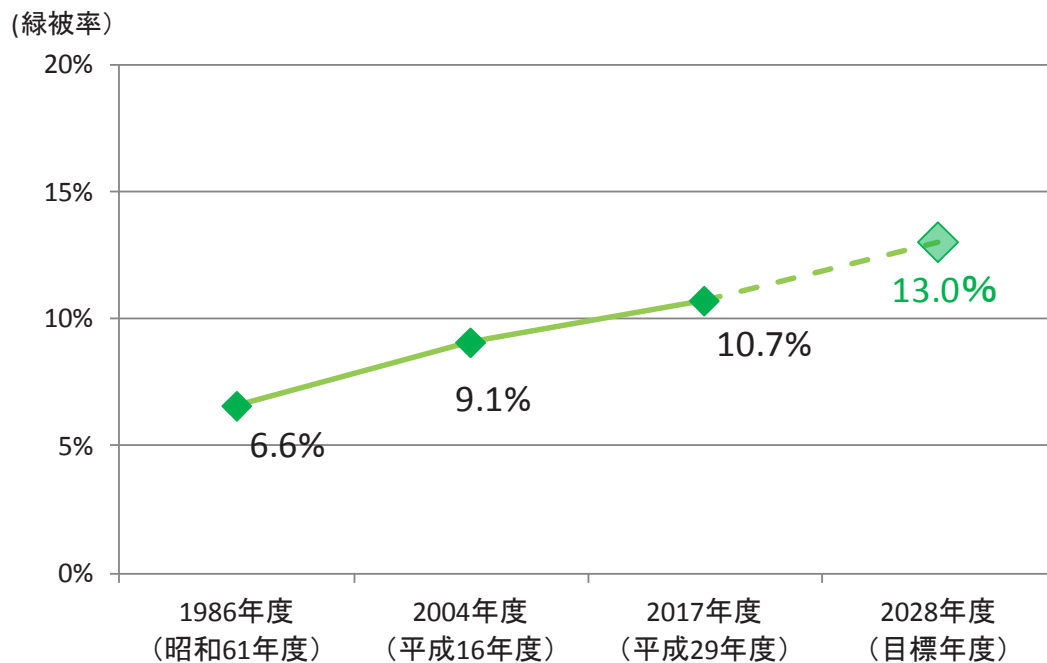
緑被率 13%を目指します

緑被率とは、区域面積に対し、上空から見たときの緑に覆われた部分（緑被地）が占める面積割合をいいます。

平成 29（2017）年度の緑被率は 10.7%で、昭和 61（1986）年度から経年的に増加傾向にあります。

本計画に基づく公園や街路樹、河川・運河など水辺の緑化整備の進展や、民間施設の緑化、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会選手村跡地のまちづくりに伴う緑地の創出などにより、緑の量的拡大を図ります。

図 3.2 緑被率の推移と目標



(2) 屋上緑化・壁面緑化面積

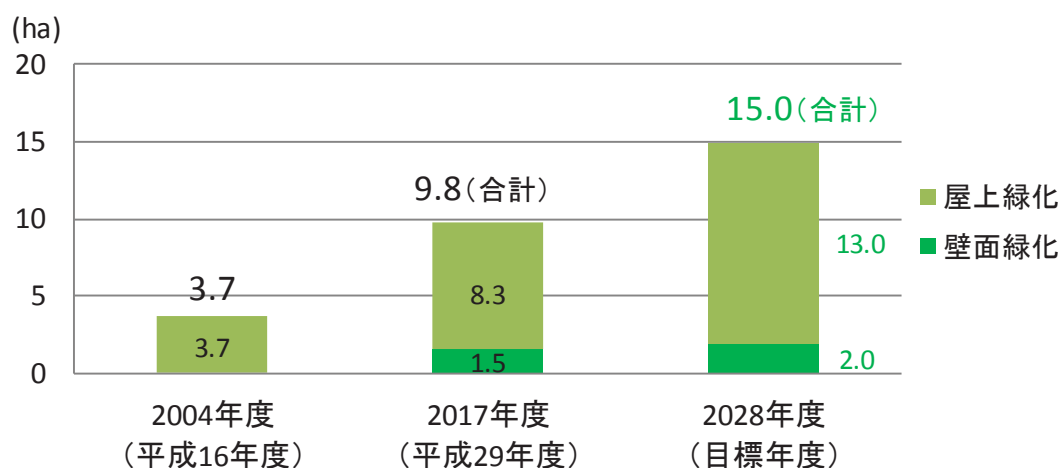
屋上緑化と壁面緑化の合計面積 15ha を目指します

都市機能が集中し、土地の高度利用が進む本区においては、屋上や壁面などの緑化は、緑の豊かさを実感し自然と調和した安らぎのある都市環境づくりに不可欠な存在となっています。

本区における屋上緑化の面積は、平成 16（2004）年度から平成 29（2017）年度の間で 2 倍以上増加しました。壁面緑化については、平成 29（2017）年度に区全域を対象に初めて調査を行いました。建物の省エネ効果や地球温暖化に対する意識の高まり、緑化技術の進展などから、今後もさらなる拡大が期待できます。

このことから、本計画では屋上緑化と壁面緑化の合計面積の目標を 15ha とします。

図 3.3 屋上緑化・壁面緑化面積の推移と目標

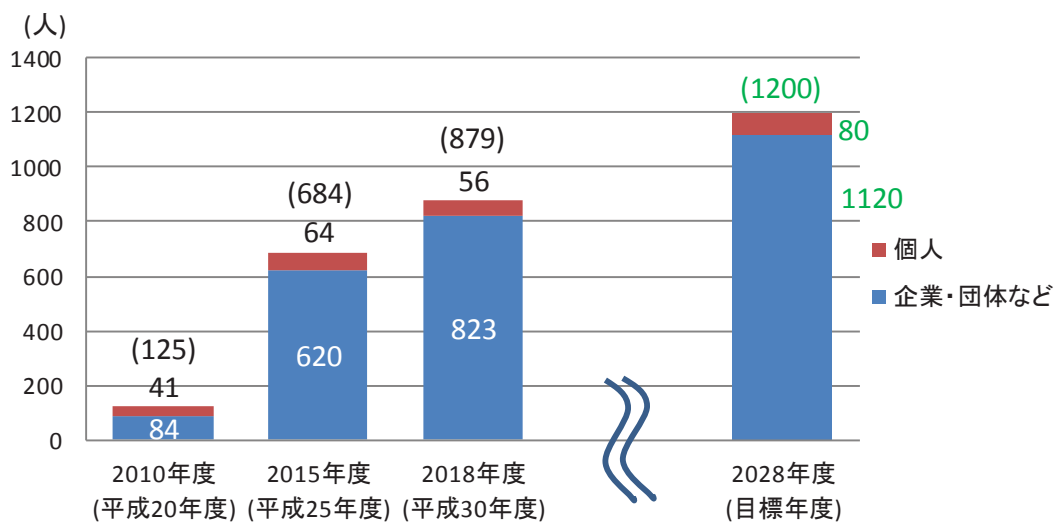


(3) ボランティア参加人数

ボランティア参加人数 1,200 人を目指します

本区のアダプト制度に登録しているボランティア参加者は、緑化意識の高まりや企業の CSR※活動の広がりなどから、経年的に増加しています。ボランティアによる緑の維持管理は、本計画を力強く推進していくために不可欠です。ボランティアと区の緑のパートナーシップの強化に向け、ボランティア参加者の拡大を目指します。

図 3.4 ボランティア参加人数の推移と目標



グラフ上の（ ）内の数値は各年のボランティア参加人数の総数を表す

※CSR とは

Corporate Social Responsibility の略で、企業の社会貢献活動などを意味します。

3-5 施策の体系

本計画の4つの基本方針に基づき、17の取組方針を定めます。さらに、個別施策として取組方針に対応する37の具体的な取組内容を示します。

また、重点的かつ先導的に取組を進める11の個別施策を「リーディングプロジェクト」と位置付け、早期実現を図ります。

表 3.1 施策の体系

太字：リーディングプロジェクト

基本方針	取組方針	取組内容（個別施策）
1 行政による緑の整備	1 公園などの整備・拡充	(1) 公園や児童遊園の整備・拡充 (2) 首都高速道路更新に伴う上部空間の活用検討
	2 緑道の整備・拡充	(1) 緑道の整備・拡充
	3 街路の緑化	(1) 街路樹・植樹帯・街角広場の整備
	4 水辺の緑化	(1) 河川の緑化 (2) スーパー堤防などによる水辺環境の整備 (3) 朝潮運河など護岸環境整備による公園の整備
	5 都市の緑の質の向上	(1) 特色ある樹木植栽や生物生息空間に配慮した緑づくり (2) 花と緑の名所づくり (3) 緑を活用したクールスポットの形成
	6 誰もが使いやすい施設の整備	(1) 施設のバリアフリー化 (2) 多言語・ピクトグラム表記を用いた案内看板などの設置
	7 災害に強いまちづくりに資する公園整備	(1) 発災時を想定した公園施設の整備
	8 公共施設の緑化	(1) 新設・改修などに伴う公共施設の緑化
2 民間の緑への支援	1 民間施設の緑化促進	(1) 民間施設における緑化の指導 (2) 民間施設における緑化の助成 (3) 市民緑地認定制度の活用促進
	2 地域や企業との協働・連携による緑づくり	(1) 公園の魅力向上に向けた官民連携方針の策定 (2) 町会や商店街、企業などと連携した緑づくり (3) 緑の連携会議（仮称）の開催 (4) 水辺のにぎわい空間創出の促進
3 協働による緑の保全・育成	1 地域や企業との協働・連携による維持管理	(1) アダプト制度の充実 (2) 町会や商店街、企業などと連携した緑の維持管理 (3) 町会・自治会などによる公園の自主管理
	2 緑の適切な維持管理	(1) 中央区グリーンインフラガイドライン（仮称）に基づく緑の維持管理 (2) 樹木の健全度診断の実施 (3) 街路樹管理計画の策定 (4) 樹木剪定枝の有効活用
	3 緑の保護育成	(1) 既存樹木の保護育成
4 緑の普及・啓発	1 緑に関する方針の策定	(1) 緑化重点地区の指定 (2) 中央区グリーンインフラガイドライン（仮称）の策定
	2 緑の普及啓発	(1) 緑の表彰制度の拡充 (2) 緑に親しむイベントや体験活動の推進 (3) 緑に関する広報、PRの充実 (4) 緑の普及啓発に関する区施設の活用促進
	3 中央区の森との連携	(1) 中央区の森との連携強化
	4 緑に関する調査	(1) 緑の実態調査の実施